

平成 29 年度 MHI グローバル奨学生 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三菱重工業株式会社(取締役社長 宮永 俊一 氏)のご支援により、「平成 29 年度 MHI グローバル奨学生」(以下「本奨学生」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学生は、アジア地域から日本の大学及び大学院に留学する、優秀な私費外国人留学生に対して奨学生を支給することにより、在学中の経済的不安を緩和し学習効果を高め、国際的な人材育成に寄与することを目的とする。

2. 奨学生の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学生の寄付者である三菱重工業株式会社(以下「寄付者」という。)は、常に次の世代の暮らしと、そこにある幸福を想い、人々に感動を与えるような技術とともにづくりへの情熱によって、たしかな未来を提供することを目指し企業活動を行っている。

2007 年に策定した「社会貢献活動方針」では、地域社会の発展や次の時代を担う青少年の育成に貢献する多彩な活動を展開しており、その一環として、アジア地域諸国との交流を促進し、国際的な人材育成に寄与することを目的として資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成 29 年 4 月現在、日本国内の大学(以下「大学」という。)(学部 3~4 年次又は大学院修士課程)に正規生として在籍する予定の私費外国人留学生。なお、日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 機械・電気・電子等の理工系分野を専攻する者(医・歯・薬・獣医学及び学際的な分野は除く)。
- (3) アジア地域の国籍を有する者。
- (4) 将来、理工系のエンジニアとして、日本と自国の発展のためにグローバルに活躍する意欲のある者。
- (5) 留学の目的及び計画が明確で、留学の効果が期待できる者。
- (6) 真に経済的援助を必要とする者。
- (7) 本奨学生受給期間中、他の奨学生を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学生、学費免除及び一時金は除く]
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

4 名程度

5. 支給内容

- (1) 月額奨学生 80,000 円
- (2) 一時金 200,000 円 × 2 回(平成 29 年 6 月及び平成 30 年 4 月に支給)

6. 支給期間

平成 29 年 4 月より平成 31 年 3 月まで(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとするもの(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) | 1通 |

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成29年3月6日(月)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者とともに書類審査等を行い、寄付者による面接(平成29年3月下旬予定。なお、面接は日本語で行う。)の後、受給者を決定し、平成29年4月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 支給方法

別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給修了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは交流会等に参加しなければならない。

13. 奨学金給付の休止または終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期休暇又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取扱いについて

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業のみに利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp